

第 16 回 共同実施事業管理委員会 議事要旨

日時：令和 2 年 3 月 30 日（月） 9 時 30 分～10 時 10 分
場所：東京都庁第一本庁舎 33 階南側 A-1・A-2 会議室

1 議題

- (1) 令和元年度第 3 四半期の実績報告について
- (2) 令和元年度分共同実施事業について《オリンピック経費・パラリンピック経費》
- (3) 令和 2 年度共同実施事業の年度協定書について
- (4) 共同実施事業で取得した財産の処分について
- (5) 情報公開について

2 議事経過

- (1) 令和元年度第 3 四半期の実績報告について
- (2) 令和元年度分共同実施事業について《オリンピック経費・パラリンピック経費》

上記議題について、「令和元年度 共同実施事業（オリンピック経費）に係る第 3 四半期執行状況報告の概要」（資料 1-1）、「令和元年度 第 3 四半期執行状況報告（明細）」（資料 1-2）、「令和元年度 共同実施事業に係る執行状況報告の概要（速報版）」（資料 2-1）、「共同実施事業 令和元年度決算（見込）について」（資料 2-2）、「令和元年度 共同実施事業（パラリンピック分）に係る執行状況報告の概要（速報版）」（資料 2-3）に沿って事務局より説明が行われた。

<資料 1-1、1-2 の説明概要>

- ・令和元年度第 3 四半期の執行状況概要であるが、オリンピック経費につき、執行見込額 749 億円に対し、第 3 四半期の履行確認済額が 382 億円、執行率 51%となっているのは、履行確認を年度末に行うことが多いため。
- ・主な履行確認済の事業については、下線が引いてあるものが対象であり「選手村 NOC/NPC サービスセンターその他仮設整備工事」などが挙げられる。

<資料 2-1、2-2、2-3 の説明概要>

- ・令和元年度の執行状況報告概要の速報版であるが、オリンピック経費については、変更後予算額 944 億円に対して執行見込額が 749 億円、不用見込額が 195 億円であり、執行率 79%を見込んでいる。パラリンピック経費については、変更後予算額 157 億円に対して執行見込額

が 82 億円、不用見込額は 75 億円であり、執行率 52%を見込んでいる。オリンピック・パラリンピック経費合計では、変更後予算 1,101 億円に対して、執行見込額が 831 億円、不要見込額は 270 億円であり、執行率 75%を見込んでいる。

- ・まず仮設等については、698 億円の予算額に対して執行見込額が 525 億円、執行率が 75%となっている。主な実施内容としては、選手村、IBC/MPC などの工事であり、他の仮設工事も順次始まっている。また、不用額の主な理由は、支出年度の見直しによるもの。
- ・会場使用料や営業補償は、実際に執行内容の確認ができた時点を履行完了の確認のタイミングとすることを、パラリンピック作業部会、東京都作業部会において確認した。
- ・また、選手村や海の森水上競技場の設計施工などにおいては、施工業者との協議により工期見直しを行ったことに伴い、支出年度が先送りとなっている。また、「大型構築物の設置等（前払金）」については、前払金を支払う見込みであったが、施工業者との調整の結果、最終年度の一括精算となった。
- ・エネルギーについては、オリ・パラ合計で、変更後予算額 124 億円に対し執行見込額 108 億円であり、執行率 87%となっている。主な実施内容は、仮設電源サービス、IBC/MPC の整備工事など。主な不用額理由は、競技会場における工事費負担金について、支出年度の見直しによる先送りになったことによるもの。
- ・テクノロジーについては、オリ・パラ合計で、予算額 107 億円に対し執行見込額 67 億円であり、不用額 39 億円、執行率 63%となっている。主な実施内容は、放送用ルート構築、ネットワーク製品の供給など。主な不用額理由としては、大会関係者向け LAN 設備工事について、会場整備との関係で工程が後ろ倒しになっていることが挙げられる。
- ・輸送については、変更後予算額 27 億円に対し執行見込額 5 億円であり、不用額 22 億円、執行率 19%となっている。主な実施内容としては、輸送デポの設計、工事などが開始したところであるが、不用額の主な理由は、デポの工事について中間払が必要ない部分や、ORN の工事についても前払金が不要となり、工事の支払いが先送りになったもの。輸送（大会開催経費分）については、(7) セキュリティと同様に、宝くじを財源とする都外自治体における輸送のインフラなどの工事であり、予算額 1.6 億円に対し、概ね見込みどおりの執行となっている。
- ・(6) のセキュリティについては、オリ・パラ合計で、変更後予算額 83 億円に対し、執行見込額 81 億円であり、概ね見込みどおりの執行となっている。セキュリティの大会開催経費分についても、概ね見込どおりの執行となっている。
- ・オペレーションについては、変更後予算額 26 億円に対し、執行見込額 8 億円で、執行率 31%となっている。競技用備品の調達の見直しによる減があるものの、支出年度の見直しを行ったものが多く、それらにより不用額 18 億円となっている。
- ・令和元年度の当初予算額は約 1,500 億円であったものの、概ね 400 億円の減額補正をしており、総合計で予算額 1,101 億円に対して執行見込額 831 億円となっており、270 億円の不用額が見込まれている。
- ・不用額 270 億円については、2020 年度予算で全額執行する可能性があるということで、繰越

を想定していたものの、大会が延期となったことを踏まえ、今後については相談させていただきたい。現段階においては暫定的に全額繰越としている。なお、資料2-3については、パラリンピック分を抽出したものの。

上記議題について、委員からの主な意見等は以下のとおり。

- ・パラリンピック経費については、昨年度に比べ案件数が増えている。
- ・パラリンピック作業部会を複数回開催する等の工夫もしていただきながら、膨大な作業を的確にこなしていただいたことに心より感謝。
- ・一方で、国費300億円の予算額に対して多くの執行残があり、大会延期となったことも含めてこれから検討すべき点も多いため、引き続き情報の共有と適切な執行をお願いしたい。

(3) 令和2年度共同実施事業の年度協定書について

(4) 共同実施事業で取得した財産の処分について

上記議題について、「令和2年度協定の変更点について」(資料3)、「共同実施事業により取得した財産の処分承認基準 概要」(資料4)に沿って事務局より説明が行われた。

<資料3の説明概要>

- ・オリンピック経費に係る負担金の交付申請にあたり、組織委員会から都に提出する事業執行計画書について、これまで四半期別になっていたが、月別の計画書に変更した。また、負担金の支払いについても、四半期ごとの概算払から、月ごとの概算払に変更している。
- ・月ごとの概算払に変更する理由については、これまで東京都から組織委員会への負担金支払いは、四半期ごとに概算により支払ってきたが、実績として執行率が上がらず、同じ年度の中で相当額の返還が生じていることがある。
- ・一方で、事業が進捗し確認も進んできたことに伴い、契約済みの案件が増えてきており、今後はこれまでよりも実際に支払いが生じる時期を見通せるようになってきている。
- ・こうしたことを踏まえ、組織委員会のキャッシュフローには留意しながら、月単位の計画書を作成し、負担金の支払いも月ごとの概算払とするもの。これにより、できるだけ事業の進捗に合わせて執行管理を行っていければと考えている。

<資料4の説明概要>

- ・東京都は、補助金等によって取得した財産の処分の承認基準を定めているが、この基準では10年以上経過した財産を基本としており、オリンピック・パラリンピックのように、一時期に取得し速やかに処分しなければならない財産を想定していないため、今回の基準を定めた。
- ・負担金相当額の納付を伴わず承認する場合として、「(1) 公用等での活用(無償譲渡)」を定めた。これは「補助事業完了後10年未満であっても、円滑かつ速やかに処分を進める必要がある、財産処分がやむを得ないと知事が認める場合」、また「公用、公共用又は公益目的のため」

めの処分であり、都の施策の方向性に合致していること」、これらを条件に無償譲渡を定めている。

- ・次に、負担金相当額を都に納付する場合における有償譲渡を定めている。具体的には、民間等へ財産を売却し、売却額のうち、都と国の負担に相当する分を納付するものである。
- ・「(2) 再生利用」は無償譲渡、有償譲渡による処分が困難な場合に認めるものである。これについては現在の東京都の基準にはないが、3Rを推進する観点から、今回の基準において設けたもの。
- ・「(3) 廃棄」はやむを得ない場合に限定していくものと考えているが、最終的に全ての財産を処分する必要があることから定めたもの。
- ・最下部の「承認が不要となる場合」において、単価が50万円未満のものは承認不要としているが、有償譲渡する場合には、相当額を納付することで調整していきたいと考えている。パラリンピック経費が充当されている場合は、国で定めている交付要綱により、上記50万円未満の承認が不要となる場合を除いて、あらかじめ国の承認を受けた上で、東京都で承認を受けることとなっている。参考資料として、承認基準の本文、承認基準に基づく協定書の案を添付しているので、ご参照いただきたい。

上記議題について、委員からの主な意見等は以下のとおり。

- ・月次に切り替えた部分については、組織委員会にも色々尽力を賜り感謝申し上げる。
- ・議事(2)(3)(4)全てにかかることだと思うが、今回延期の決定がされたことに伴い、東京都における契約手続きについては、基本的には全て一旦止めることにしており、既に契約を締結しているものについてもどうするのか、現在精査をしているところである。組織委員会においても、既にそうした措置を講じていると承知をしている。
- ・大会までの準備期間が長引くことに伴って、個々の状況等により、どのような形態を取るのが一番経費を圧縮できるのかが変わってくるかと思われる。それらをなるべく早く情報共有していただき、少しでも経費の圧縮に向けて、調整できればと思っている。これから十分な調整をしていかないといけないと思っており、引き続きご協力お願いしたい。
- ・組織委員会としても、大会の延期を受けて、今後行う契約については、締結直前のものも含めて全てストップをし、既に締結した契約も全て、一旦工事などについては止めてもらう、もしくは切りの良いところまでで止めてもらうという対応をとり、最も無駄が出ないよう見直しを図っているところである。
- ・その中では、レンタル、リースの方が安価だったものが、単純にリース期間が2か月から1年2か月に伸びることで、むしろ買い取った方が安いのではないかというようなことも含めて、全ての契約の見直しを早急にしなければいけないと思っており、既に指示も出して検討に着手したところであるが、膨大な契約数であり、一つひとつ相手方もいるので、組織委員会の都合だけでは簡単に変えられない部分もある。
- ・そうした中で、令和2年度協定の変更点で、月別概算払いを実施していくという方向性に全

く異存はなく、1年程度の延期になったとしても、この方向性を戻すつもりは全くないものの、当面は、思うような形では進まないこともたくさんあり、予定が変更になったときに、柔軟に対応いただかないといけない部分も出てくるかと思っている。また連携を密にとりながら、できるだけ混乱が無いようにと思っており、予めこういう事情があるため、ご承知いただければと思っている。

- ・財産の処分についても、多くをレンタル、リースで調達しようと心掛けてきたが、これが買取になると、当初想定していた以上の数の財産処分が生じることも考えられ、この手続きなどについても、また引き続き、極力正確に把握して参りたいと思っているので、事前に相談に乗っていただければありがたい。
- ・共同実施事業には公費が充当されていることから、財産の処分にあたっては財産を有効活用するため、よく連携を取りながら、適切な処分に努めていただきたい。

(5) 情報公開について

上記議題について、「東京 2020 大会に係る共同実施事業の契約案件一覧」(資料 5)に沿って事務局より説明が行われた。

<資料 5 の説明概要>

- ・資料 5 は、共同実施事業の契約案件一覧であり、前回 12 月の段階ではセコム株式会社と総合警備保障株式会社が公表予定で、他にも調整中ということであったが、今回、シスコシステムズ合同会社と日本電気株式会社について、公表の見込みが立ったため、それを反映している。
- ・ローカルパートナーについては、この中に全部で 12 社あり、そのうちの 10 社が公表に至り、あと 2 社、キヤノン株式会社とヤマトホールディングス株式会社が調整中である。
- ・トップパートナーについては、Atos S. A. を始めとして 3 社が残っている。トップパートナーについては、IOC とも、随時、調整を行っているが、状況としては公表には至っていない。
- ・今回は 2018 年度までに公費が充当された契約であり、今後 2019 年度の契約を加えると、さらに事業者数も増加する。新しく出てきた事業者についても、引き続き調整していく。

上記議題について、委員からの主な意見等は以下のとおり。

- ・契約金額の公表に向けては、守秘義務が課されている中で、法的な課題の整理も必要ということで、組織委員会の方で個別に調整を図っていただき、今回、新たに 2 社との合意が得られたということである。今後、新たな契約もあると思うが、残る契約については、引き続き、スポンサーサイドとの調整をお願いしたい。また、トップパートナーについても、IOC との調整もあるかと思うが、引き続き公表に向けてお願いしたい。

3 意見交換

委員から意見等はなし。

4 閉会